

2 社会福祉施設の運営について

（1）施設の役割と適正な運営管理の推進

ア　社会福祉施設は、地域福祉サービスの拠点であるとともに、地域住民に対し利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについての継続的な改善が求められている。

このため、各都道府県市においては、これらの支援体制の整備を図るとともに、法人に対し適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策について、利用者一人一人の特性を踏まえたより質の高いサービスの提供により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組みとして危機管理が実施されるよう指導されたい。

イ　社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう施設運営担当課と指導監査担当課で連携を図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

（2）措置費の弾力的な運用

ア　措置費の弾力的な運用については、規制改革推進3ヵ年計画（平成15年3月28日閣議決定（再改定））の指摘を踏まえ、現行の平成5年3月19日社援施第39号及び40号通知を廃止し、全面的な見直しを二段階で行うこととしたところである。

15年度実施分は、第一段階として、社会福祉法人の経営基盤及び再生機能の強化を図るため、3月上旬に参考資料に掲載した通知（案）を発出することとしている。

【規制改革推進 3 カ年計画（再改定） 平成15年3月28日閣議決定（抜粋）】

5 福祉等関係
エ 社会福祉法人

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
②社会福祉法人の在り方の見直し（厚生労働省）	<p>b 社会福祉施設の運営費の剩余金の使途については、依然として制約が大きいため、関係通知（平成5年）を、例えば、以下の点について早急に検討すべきである。</p> <p>(a) 本部会計への繰入れの対象範囲、人件費・修繕費・備品等購入引当金等の上限</p> <p>(b) 社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れ</p> <p>(c) 社会福祉法人が本来の施設に加え、公的補助の対象とならない追加的な施設を整備する場合、それを担保に借入れを行うこと</p>	改定・福祉工 ②b	早急に検討		結論

イ 今年度の見直し内容は、図1のとおりであり、当該弾力運用を認めるに当たっては、社会福祉法人会計基準により作成された計算書類の公開を新たに必須とともに、苦情解決事業の第三者委員の設置又は第三者評価の受審・結果の公表のいずれかを実施することを要件としているので、管内社会福祉法人に対して周知をお願いする。

また、第三者評価の受審については、当面「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について」（平成13年5月15日社援発第880号）又は「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」（平成14年4月22日雇児発第0422001号）において示す第三者評価基準によることとするが、平成16年4月を目途に新たな指針（別添資料参照）を通知する予定であるので、通知施行後は当該指針に基づく福祉サービスの第三者評価を受審し、その結果について公表するものとする。

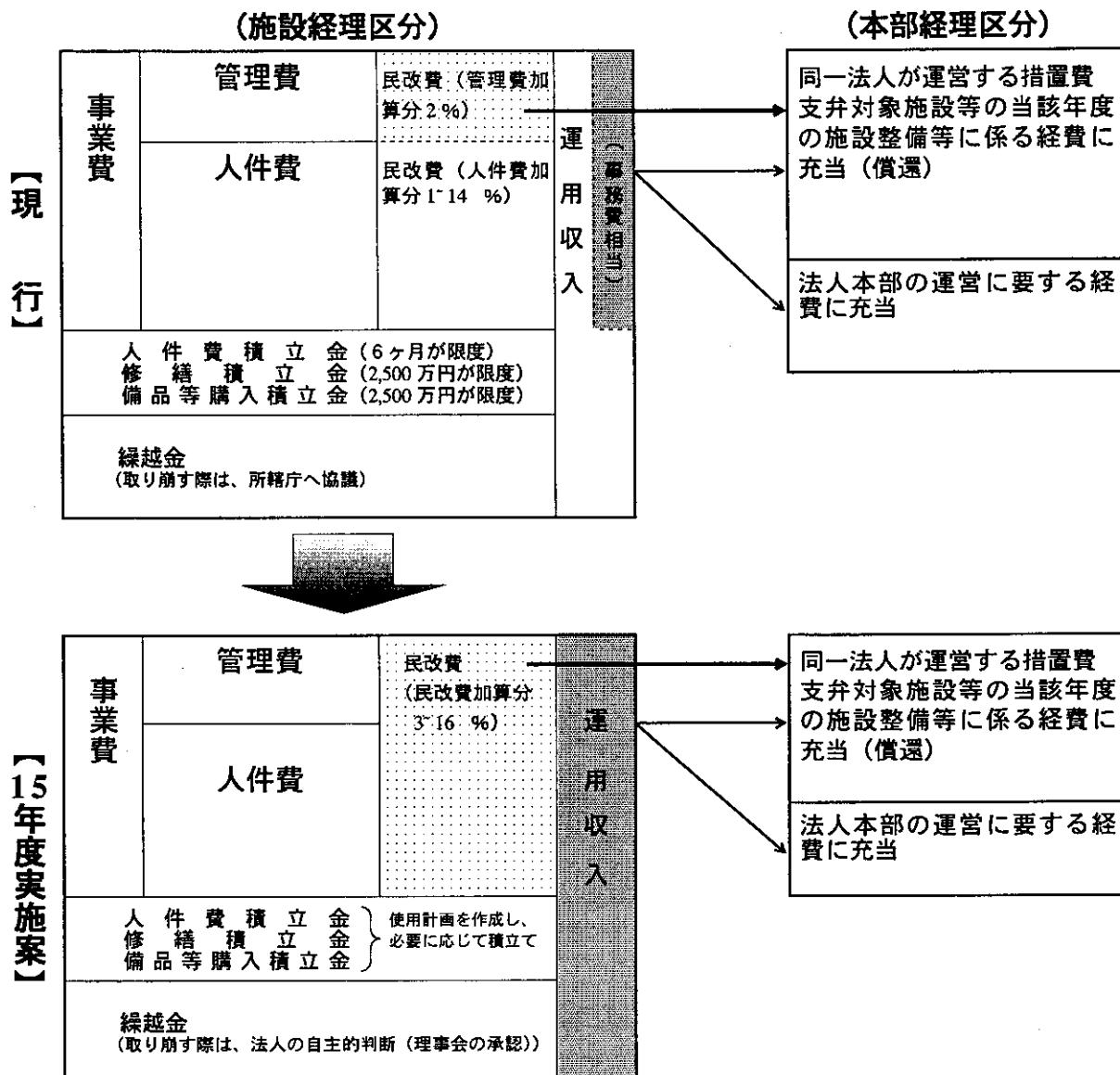
なお、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱い」（昭和63年5月27日社施第84号）等に定めている高額繰越金等保有施設の民改費加算停止措置についても、通知を改正し、16年度から廃止することとしている。

ウ 第二段階（図2）については、上記、規制改革推進3カ年計画の（b）の指摘及び社会福祉法人の在り方の検討を踏まえつつ、概ね1年後に実施する予定であり、

民間施設給与等改善費相当額を同一法人が運営する社会福祉事業の整備・運営に充當することや施設整備等積立金の創設等を実施することを予定している。

また、第二段階においては、15年度実施分で選択要件としていた苦情解決事業の第三者委員の設置と第三者評価の受審・結果の公表について、両者とも要件とする予定である。

15年度実施(案)

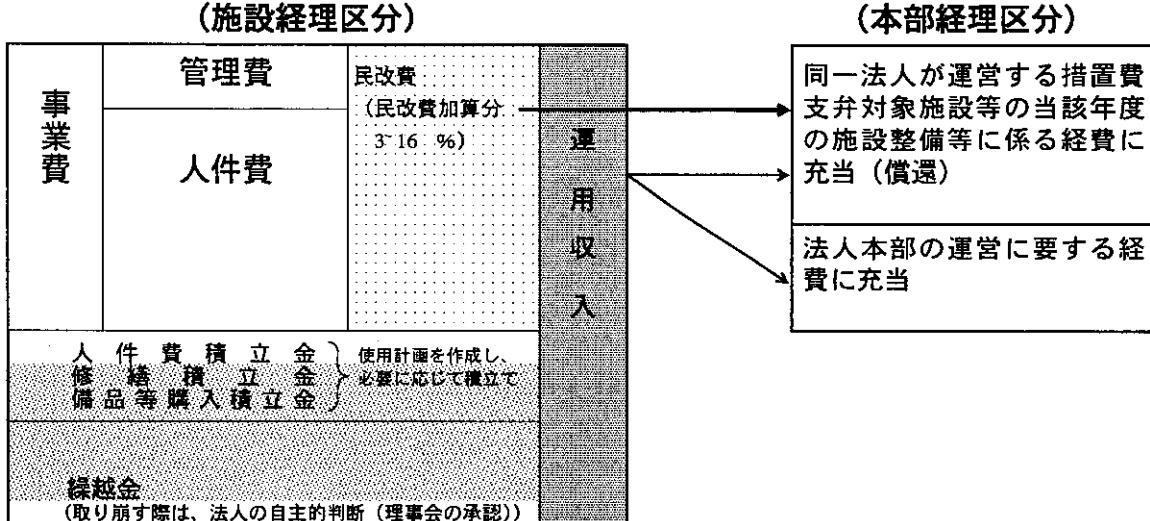


【見直しの主なポイント】

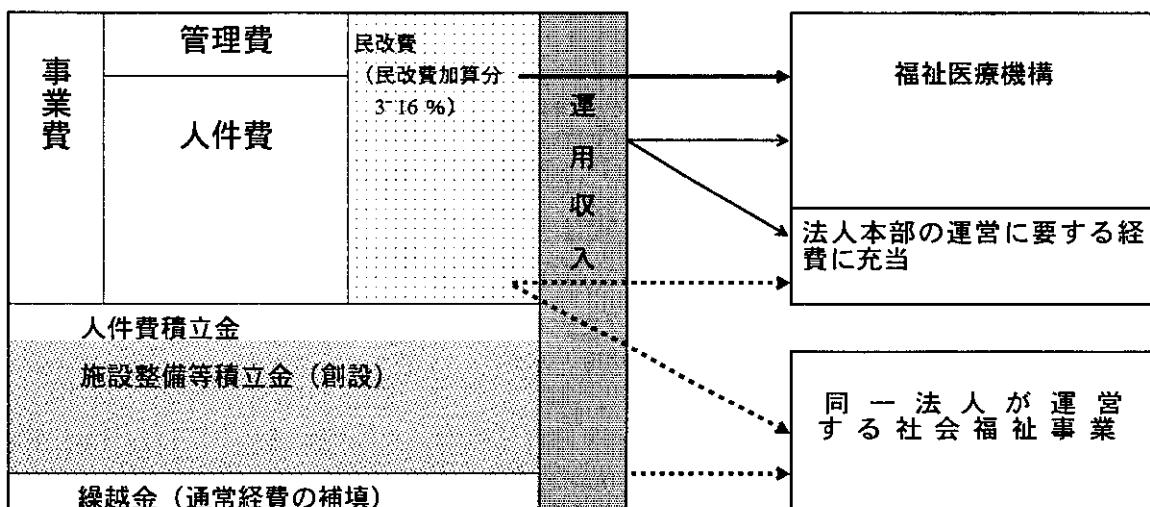
- 1 措置費収入の本部への繰入限度額を民改費相当額（3～16%）に拡大。
- 2 運用収入の本部への繰入限度額を施設経理区分で生じた運用収入に拡大。
- 3 各積立金の限度額を廃し、使用計画を作成の上、必要に応じて積立て。
- 4 繰越金は、所轄庁への事前協議を廃し、理事会の承認により取崩し可能。
- 5 弾力運用を認めるに当たり、法人・施設が適正に運営されていることに加え、次の要件を満たしていること。
 - ① 社会福祉法人会計基準により作成された計算書類を公開。
 - ② 利用者本位のサービス提供のため、次のア又はイのいずれかを実施。
 - ア 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置及び苦情内容や解決結果の公表。
 - イ 第三者評価の受審及び結果の公表。
- 6 高額繰越金等保有施設の民改費加算停止措置(社施第84号昭和63年5月27日)を廃止（16年度から実施）。

第二段階の弾力運用の見直し（検討案）

【15年度実施案】



【第二段階検討案】



【第2段階の主なポイント】

- 規制改革推進3ヵ年計画（平成15年3月28日閣議決定（再改定））の指摘を踏まえ、社会福祉法人の在り方の中で検討の上、概ね1年後に実施。
- 1 措置費収入及び運用収入を同一法人が運営する社会福祉事業の整備・運営に充当することを認める。
 - 2 施設整備等積立金の創設
 - ・修繕、備品等購入積立金を統合して施設整備等積立金を創設し、新築・改築等に対応。
 - ・縁越金から必要額を積立金に移行（今回限りの措置）
 - 3 苦情解決の第三者委員の設置と第三者評価事業の受審・公表について、選択要件から必須要件とする。

(3) 社会福祉施設の感染症等の予防対策

ア 社会福祉施設の感染症の予防対策

社会福祉施設における感染症予防対策については、レジオネラ症、インフルエンザの流行等に対し適切に対応する必要がある。

このことから、各施設における最低基準において衛生管理と感染症予防について必要な規定の整備を行い、平成16年1月20日付けで児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令を公布、施行し、各施設所管課より施行通知を発出したところであり、これらについて適切な指導をお願いする。

また、インフルエンザ及びレジオネラ症などの感染症等の予防対策については、下記の通知を参考に衛生主管部局とも連携の上、管内社会福祉施設に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

なお、高病原性鳥インフルエンザ対策については、「学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」（平成16年2月20日建感発第0220001号）により学校で飼育されている鳥が死亡した場合の当面の対応が通知されているところである。

保育所など社会福祉施設においてもこれを参考に、家畜保健衛生所又は保健所に相談するなど適切な対応をとるよう指導をお願いする。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成15年10月28日事務連絡）別添「インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成15年度版）」等
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」（平成15年12月12日社援基第1212001号）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

イ 社会福祉施設における室内空气中化学物質に関する調査結果等

(ア) 社会福祉施設における室内空气中化学物質に関する調査結果について

近年、快適性の向上、省エネルギーの推進等を図るため、建物の高断熱・高気密が進んでおり、一方で室内の換気が十分に行われていないことなどにより、建

材等から放散される化学物質の室内濃度が高まり健康への影響が生じるいわゆるシックハウス症候群が社会問題となっている。

このため、福祉医療機構の基金事業の助成により、（財）日本建築センターで、社会福祉施設の室内空気中化学物質濃度の実態を把握するための調査を行ったところである。

（参考1）シックハウス症候群について

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等により、居住者の様々な体調不良（めまい・吐き気・頭痛・眼・鼻・喉の痛み等）が生じている状態が数多く報告されている。症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられることから、シックハウス症候群と呼ばれる。（「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」中間とりまとめより（厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室担当））

老人福祉施設及び児童福祉施設は各都道府県・指定都市等から2施設、身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設については各1施設を選定し、全体で331施設について調査を行い、有効回答数は311施設であった。今回の調査は、簡易測定機器を部屋の中に24時間放置し、化学物質を捕集するものであり、1施設につき2部屋で測定を行い、指針値の定められている13化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの主に建材に使用される5化学物質及びパラジクロロベンゼン（芳香剤等）、アセトアルデヒド（ヒトや食物も発生源）について実施した。

また、シックハウス症候群の原因といわれている建築物の建材及び家具等から発生する化学物質（揮発性有機化合物）は、気温が高いほど揮発する性質があり、年間を通しての濃度の最大値と最小値を把握するため、夏季と冬季の2回調査を実施した。

表1：調査結果

調査結果 化学物質	時期 調査客体	夏季調査(平成15年8月)		冬季調査(平成15年1月、12月)	
		調査対象施設数 331施設		調査対象施設数 331施設	
		有効回答施設数 311施設		有効回答施設数 311施設	
		指針値を超えた 施設数(施設)	指針値を超えた 施設の割合(%)	指針値を超えた 施設数(施設)	指針値を超えた 施設の割合(%)
ホルムアルデヒド		10	3.2	1	0.3
トルエン		5	1.6	3	1.0
アセトアルデヒド		6	1.9	25	8.0
合 計		21	6.7	29	9.3

- (注) 1 指針値を超えた施設がある化学物質のみ表示している。
 2 指針値を超えた施設の割合は、有効回答に占める割合である。
 3 平成15年1月は児童福祉施設について調査を行った。

表2：化学物質の室内濃度指針を超えた施設の築後年数 (単位：施設)

築年数施 設種別	夏季調査(平成15年8月)			冬季調査(平成15年1月、12月)		
	建築後 1年程度	建築後 5年程度	合 計	建築後 1年程度	建築後 5年程度	合 計
老人福祉施設 121施設	4	2	6 (5.0%)	2	1	3 (2.5%)
身体障害・知的障害施設 62施設	6	3	9 (14.5%)	3	0	3 (4.8%)
児童福祉施設 128施設	4	2	6 (4.7%)	12	11	23 (18.0%)
合 計 311施設	14	7	21 (6.7%)	17	12	29 (9.3%)

- (注) ()内の割合は各施設毎の有効回答施設数に対する割合である。

表3：化学物質の室内濃度指針値

NO	揮発性有機化合物	推定される発生源	室内濃度指針値	人体への影響例
1	ホルムアルデヒド	接着剤、防腐剤等	0. 08 ppm	不快感、流涙、目・鼻への刺激
2	トルエン	接着剤、塗料の溶剤等	0. 07 ppm	頭痛、脱力感等
3	キシレン	"	0. 20 ppm	頭痛、疲労感等
4	パラジロベンゼン	防虫剤、芳香剤等	0. 04 ppm	目や鼻の痛み等
5	エチルベンゼン	接着剤、塗料の溶剤等	0. 88 ppm	喉・目への刺激等
6	スチレン	断熱材(シリコン樹脂)等	0. 05 ppm	眠気、脱力感等
7	アセトアルデヒド	接着剤、防腐剤等	0. 03 ppm	目・鼻・喉への刺激等
8	フェノブカルブ	防蟻剤等	3. 8 ppb	倦怠感・頭痛・めまい等
9	クロルピリホス	防蟻剤等	0. 07 ppb	頭痛、めまい、吐き気等
10	フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル	塗料、顔料等	0. 02 ppm	喉・目への刺激等
11	フタル酸ジ-2-エチルエキシン	壁紙、床材等	7. 6 ppb	長期接触で皮膚炎等
12	テトラデカン	塗料の溶剤等	0. 04 ppm	頭痛、めまい、吐き気等
13	ダイアジノン	殺虫剤等	0. 02 ppb	高濃度で麻酔作用等

(注) 1ホルムアルデヒド、9クロルピリホスは、平成15年7月より建築基準法の規制対象物質である。

(参考2) 化学物質の室内濃度指針値について

化学物質の室内濃度指針値については、現時点で入手可能な毒性に係る科学的な知見から、人がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を算出したものであり、その設定の趣旨はこの値までよいとするのではなく、指針値以下がより望ましい。

(「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」中間とりまとめより)

今回の調査結果は表1及び表2のとおりであり、ホルムアルデヒドで室内濃度指針値を超えた施設は夏季調査で10施設、3.2%、冬季調査で1施設、0.3%、いずれかの物質が指針値を超えた施設は夏季調査で21施設、6.7%、冬季調査で29施設、9.3%という結果であった。

(イ) 施設の日常生活時における留意点等

最も有効で基本的な汚染物質の低減策は換気である。換気を十分行い、空気の入れ替わりが十分確保されれば、基本的に外気と大差ない状態になることから、窓開け、付属の換気システムの運転などによる換気を積極的に行うことが重要である。

十分な換気を行っても利用者から、臭いが気になる、目に刺激を感じる又は、体調不良があるといった訴えがある場合は、次のような点について物質や発生源を把握し、家具の移動など汚染源の排除の検討を行う必要がある。

- ・ 改修を行った
- ・ 新しい家具等を設置した
- ・ 壁紙を張り替えた 等

このため、各都道府県市においては社会福祉施設に対して、保健所などに相談し、入所者の快適な生活のために適切な対応をとるよう指導をお願いする。

(ウ) 施設整備時における留意点等

昨年7月、建築基準法が改正され、平成15年7月以降竣工する全ての建築物に使用する建材の制限や換気設備の義務付けが行われたところであるが、社会福祉施設の整備にあたってもシックハウス対策として、建築の専門家とよく相談のうえ、使用建材の制限や換気設備の設置はもちろんのこと、施工時、竣工後の通風、換気を十分行うよう指導願いたい。

(4) 次世代育成支援対策推進法への対応等

昨年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、労働者を雇用するすべての事業主は次世代育成支援対策に係る行動計画を策定し、取組を行うことが、義務又は努力義務とされたところである。社会福祉施設においては、女性の従事者の割合が高く、特にこのような次世代育成支援の取組を推進していくことが重要である。

行動計画の策定・届出に向けた指導等は、基本的には、都道府県労働局において行っているところであるが、都道府県についても、「行動計画策定指針」（平成15年 国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通

省、環境省 告示第1号）において、都道府県労働局や市町村等と連携を図りながら、労働者・事業主・地域住民等を対象として、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進することとされているので、管下社会福祉施設を対象に、こうした取組みを積極的に進めさせていただくようよろしくお願いする。

また、障害者の雇用の推進についても基本的には都道府県労働局において進められているところであるが、厳しい経済状況の中、平成15年度6月現在の実雇用率が1.48%と法定雇用率である1.8%に満たない結果となっている。都道府県労働局と連携し、このような状況を管下社会福祉施設経営者に伝えていただきなど、障害者の雇用が推進されるよう取組みを進めていただきたい。